

2017年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《13:00～14:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、[設問1] および [設問2] に答えなさい。
解答に際しては、根拠条文を必ず明示すること。

甲株式会社（以下、「甲会社」という）は、不動産の販売、仲介、賃貸等を目的とする公開会社であり、その定款には取締役会および監査役を設置する旨の定めがある。甲会社の取締役には、A（代表権あり）、B（代表権あり）およびC（代表権なし）が、監査役にはDが就任している。Bは自己の遊興費を捻出するために、AやCに告げることなく、甲会社所有の3000万円の土地（以下、「本件土地」という）を2000万円で第三者に売却した。甲会社の取締役会規則には、5000万円以上の不動産の購入および売却には取締役会の承認が必要である旨の定めがある。なお、本件土地は、甲会社にとって重要な財産の処分（会社法362条4項1号）には当たらないものとする。

[設問1] 長年甲会社の株式を有する株主Xが、Bの甲会社に対する責任を追及するためには、どのような手続きを経る必要があるか。

[設問2] 甲会社自身がBの責任を追及する場合には、甲会社を代表するのは誰か。条文を指摘した上で、当該規律の趣旨についても併せて説明しなさい。

2017年度 C日程入試 採点講評

1 出題趣旨

- ・ [設問1]は、株主代表訴訟の手続が理解できているかどうかを問うものである。すなわち、会社法847条1項に規定するいわゆる事前提訴請求と60日の経過を待って初めて、請求株主（本件ではX）による訴えの提起が可能となることが理解できているかが問われている。この場合に、事前提訴請求の名宛人が誰か（監査役設置会社では監査役〔会社386条2項1号〕）を指摘できていることが望ましい。
- ・ [設問2]は、監査役設置会社において取締役と会社との間の訴訟について会社を代表する権限を有する者は監査役であること、そしてなぜ監査役が会社を代表するものと定められているのか（会社386条1項1号）を問うものである。制度趣旨については、端的に、馴れ合い訴訟の防止という点が挙げられていることで十分である。

2 解説・講評

- ・ [設問1]では、株主代表訴訟の手続が問われており、必ずしも、取締役の会社に対する責任それ自体が問われているわけではない。本件の場合、取締役Bの甲会社に対する責任（会社423条1項）については、Bの行為は善管注意義務・忠実義務に違反することから、任務懈怠は肯定されることは疑いないと思われる。この点を指摘している答案が多く、代表訴訟について検討している答案は少なかった。設問に対して解答するという基本的な点が欠けているように思われる。
- ・ [設問2]では、取締役・会社間の訴訟における会社代表権限という比較的受験生の関心の薄い問題であったからか、やはり設問に正面から解答する答案は少なかった。上述のとおり、監査役設置会社において監査役に会社代表権限が認められるのは、馴れ合い訴訟を防止するためである。答案では、監査役に会社代表権限があるという点は解答できていたものの、制度趣旨については何も書かれていなかったり、あるいはそもそも代表取締役に会社代表権限があると書かれていた答案も散見された。この問題については、会社法349条4項、353条、364条、386条という4つの条文が関係していることから、これらの条文を制度趣旨とともにしっかりと頭に入れて、整理しておくことが望ましい。